

1-3 | 貸金業者登録の拒否

2 登録拒否事由 (欠格事由)

問題 1 破産手続開始の決定を受けた者で復権を得た日から5年を経過しないものであることは、貸金業の登録の拒否事由に該当する。

【平成22年17-2】【平成27年2-1】【平成28年16-4】【令和2年17-2】【令和3年15-2】

問題 2 貸金業法第12条に規定する名義貸しの禁止に違反したことを理由に「貸金業法第3条第1項に規定する登録」(貸金業の登録)を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者は、貸金業の登録の拒否事由に該当する。

【平成22年17-1】

問題 3 貸金業法第24条の6の4(監督上の処分)第1項の規定により貸金業の登録を取り消された法人の役員を当該取消しの日の60日前に退任した者であって、当該取消しの日から3年を経過したものは、貸金業の登録を拒否される。

【平成26年2-2】【平成27年2-2】【平成28年16-1】【令和2年17-1】【令和3年15-4】

問題 4 出資法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過した者は、貸金業の登録を拒否される。

【平成26年2-3】【平成27年2-3】【平成28年16-2】

問題 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者は、貸金業の登録の拒否事由に該当する。

【平成21年(第2回)15-4】【平成22年17-3】

問題 6 株式会社であるAが貸金業の登録の申請をした。Aの取締役の中に、精神の機能の障害のため貸金業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者がいる場合、貸金業の登録拒否事由に該当する。

【令和3年15-1】

× 破産者で復権を得ていない者は、登録拒否事由に該当します。破産者であっても、復権を得た者は登録拒否事由に該当せず、**復権を得れば直ちに登録をすることができます。**

○ 登録を取り消され、その取消しの日から**5年を経過しない者は**、登録拒否事由に該当します。

× 法人が登録を取り消された場合において、その**取消しの日前30日以内にその法人の役員であった者**でその取消しの日から5年を経過しない者は登録を拒否されます。

取消しの日の60日前に退任した役員は、「取消しの日前30日以内にその法人の役員であった者」に該当しないため、登録は拒否されません。

× 出資法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から**5年を経過しない者は**、登録を拒否されるとされています。5年を経過すれば、登録は拒否されません。

○ 「暴力団員等」(暴力団員または暴力団員でなくなった日から**5年を経過しない者**)は、登録拒否事由に該当します。

○ 法人で、**その役員(取締役等)の中に**、「精神の機能の障害のため貸金業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」がいることは、貸金業の登録拒否事由に該当します。